

資料③

つくばみらい市下水道条例施行規則に定める基準（案）

市条例の一部改正に伴い、新たに公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の施行に関して、必要な事項を下水道条例施行規則に定めるものとします。

国土交通大臣が定める措置等	下水道条例施行規則に定める基準（案）
<p>(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)</p> <p>第四条の三 令第五条の八第三号に規定する国土交通省令で定めるもの(※1)は、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。</p> <p>一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</p> <p>二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</p> <p>イ 令第六条に規定する基準</p> <p>ロ 大腸菌が検出されないこと。</p> <p>ハ 濁度が二度以下であること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの</p> <p>2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、※国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>※国土交通大臣が定める方法</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【平成 20 年 3 月 21 日国土交通省告示第 334 号】</p> <p>下水道法施行規則第四条の三第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 大腸菌 別表第一に定める方法</p> <p>二 濁 度 別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第七又は別表第八に定める方法</p> </div>	<p>(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)</p> <p>第 1 条の 3 条例第 2 条の 4 第 3 号に規定する規則で定めるもの(※1)は、次のいずれかに該当する排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)とする。</p> <p>(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの</p> <p>(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの</p> <p>ア 下水道法施行令(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号)第 6 条に規定する基準</p> <p>イ 大腸菌が検出されないこと。</p> <p>ウ 濁度が 2 度以下であること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの</p> <p>2 前項第 2 号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法により(平成 20 年 3 月 21 日国土交通省告示第 334 号)検定した場合における検出値によるものとする。</p>

資料③

<p>(下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置)</p> <p>第3条 下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置(※2)は、前条に規定する耐震性を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。</p> <p>一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性を確保するために必要と認められる措置</p> <p>【平成17年10月26日国土交通省告示第1291号】</p> <p>下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第5条の8第5号(同令第17条の9において準用する場合を含む。)の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第1条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 レベル一地震動施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。</p> <p>二 レベル二地震動施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。</p>	<p>(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないための措置)</p> <p>第1条の4 条例第2条の4第5号に規定する規則で定める措置(※2)は、次項に規定する耐震性を確保するため講ずべきものとして次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し、杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>(2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>(3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により該当排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれが場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項に規定する耐震性を確保するために必要と認められる措置</p> <p>2 排水施設及び処理施設について確保すべき耐震性能は、重要な排水施設及び処理施設については次の各号に、その他の排水施設については第1号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。</p> <p>(2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持する。</p> <p>3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) レベル1地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。</p> <p>(2) レベル2地震動 施設の供用期間内に発生する確率は低い、大きな強度を有する地震動をいう。</p>
--	---

資料③

<p>三 重要な排水施設次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>イ 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられている排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設</p> <p>ロ 破損した場合に二次災害を誘発する恐れがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設</p> <p>四 その他の排水施設前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。</p> <p>（耐震性能）</p> <p>第2条 重要な排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。</p> <p>一 レベル一地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。</p> <p>二 レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理能力を保持すること。</p> <p>2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。</p>	<p>(3) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設をいう。</p> <p>ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排水するために設けられる排水施設その他排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設</p> <p>イ 破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設</p> <p>(4) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外に排水施設をいう。</p>
<p>【平成16年3月12日国土交通省告示第262号】</p> <p>下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第5条の9第1号の国土交通大臣が定める排水管内径の数値(※3)は100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、同号の国土交通大臣が定める排水渠の断面積の数値は5000平方ミリメートルとする。</p>	<p>（排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積を定める数値）</p> <p>第1条の5 条例第2条の5第1号に規定する規則で定める数値(※3)は、排水管内径にあつては100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル)とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。</p>
<p>【平成24年2月21日国土交通省告示第186号】</p> <p>下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第5条の10第2号の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置(※4)を次のように定める。</p> <p>下水道法施行令第5条の10第2号の国土交通大臣が定める措置を定める件</p> <p>1 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置</p>	<p>（処理施設の構造の基準における生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置）</p> <p>第1条の6 条例第2条の6第2号に規定する規則で定める措置(※4)は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上に支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置</p>

資料③

<p>2 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置</p> <p>3 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置</p>	<p>(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設に送水する導管の設置その他の措置</p> <p>(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置</p>
<p>【平成 24 年 2 月 21 日国土交通省及び環境省告示第 1 号】</p> <p>下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 13 条第 6 号の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣が定める措置(※5)を次のように定める。</p> <p>下水道法施行令第 13 条第 6 号の国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を定める件</p> <p>一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置</p> <p>二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置</p> <p>三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置</p>	<p>(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないための措置)</p> <p>第 1 2 条の 2 条例第 16 条の 3 第 6 号に規定する規則で定める措置(※5)は、次に掲げる措置とする。</p> <p>(1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置</p> <p>(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置</p> <p>(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置</p>